

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち处分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

(平成十四年三月二十五日文部科学省告示第五十三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち处分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日科学技術庁告示第二十三号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示）及び昭和六十年三月五日文部省告示第二十八号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち处分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。
- 二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。
- 三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の 名 称		処分を制限する財産の名称等
分類	施設設備等の 財産の名称・構造等	
（年）	期 制 限 分	

政府開発援 助ユネスコ 活動費補助 金	民間社会教 育活動振興 費補助金	建物 鉄骨鉄筋コンクリート造又は 事務所用又は美術館用のもの 及び左記以外のもの	四七
人國立科学 博物館施設	独立行政法 人國立女性 教育会館施 設整備費補 助金	飲食店用、貸席用、劇場 用、演奏場用、映画館用又 は舞踏場用のもの	四〇
放送大学学 園補助金	放送大学学 園施設整備 費補助金	飲食店用又は貸席用のもの で、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三 積が三割を超えるもの	三四
学校教育設 備整備費等	学校教育設 備整備費等	旅館用又はホテル用のもの で、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三 積が三割を超えるもの	四一
補助金	生徒援助費 等補助金	その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの	三九
教育研修活 動費補助金	教育研修事 業費等補助 金	変電所用、発電所用、送受 信所用、停車場用、車庫 用、格納庫用、荷扱所用、 映画製作ステージ用、屋内 スケート場用、魚市場用又 はと畜場用のもの	三九
大学改革推 進等補助金	大学改革推 進等補助金	工場（作業場を含む。）用又 は倉庫用のもの	三八
人教員研修 行政法		公衆浴場用のもの	三一

塩素、塩酸、硫酸、硝酸
その他の著しい腐食性を
有する液体又は気体の影

助金	私立大学等 研究設備整備費等補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校建物其他災害復旧費補助金	研究拠点形成費補助金	研究拠点形成費補助金	地域先導科 学技術基盤施設整備費補助金	地域科学技術振興事業費補助金	産学官連携イノベーション創出事業費補助金	科学研究費補助金	宇宙開発事業団研究費補助金
助金	私立大学等 研究設備整備費等補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校建物其他災害復旧費補助金	研究拠点形成費補助金	研究拠点形成費補助金	地域先導科 学技術基盤施設整備費補助金	地域科学技術振興事業費補助金	産学官連携イノベーション創出事業費補助金	科学研究費補助金	宇宙開発事業団研究費補助金

変電所用、発電所用、送受 信所用、停車場用、車庫 用、格納庫用、荷扱所用、 映画製作ステージ用、屋内 スケート場用、魚市場用又 はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院 用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又 は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸 その他の著しい腐食性を 有する液体又は気体の影 響を直接全面的に受ける もの及び冷蔵倉庫用のも の（倉庫事業の倉庫用の ものを除く。）	塩、チリ硝石その他の著 しい潮解性を有する固体 を常時蔵置するためのも の及び著しい蒸気の影響 を直接全面的に受けるも の	その他の中の 倉庫事業の倉庫用のもの の 冷蔵倉庫用のもの	その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚 が四ミリメートルを超えるも のに限る。）
事務所用又は美術館用のもの 及び左記以外のもの	三八	三四	三〇	二〇	一八	一一	三四

備費補助金	業団施設整備費	日本原子力研究所補助金	日本原子力	宇宙開発事務
科学技術振興独立行政	補助金	研究所研究費補助金	日本原子力	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
料研究機施設整備費	人物質・材料	研究所施設整備費補助金	日本原子力	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
研究機施設整備費	独立行政法	金	日本原子力	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの
科学技術振興独立行政	その他のもの	金	日本原子力	公衆浴場用のもの
料研究機施設整備費	倉庫事業の倉庫用のもの	核燃料サイクル開発機構補助金(一般会計予算に限る。)	核燃料サイクル開発機構補助金(一般会計予算に限る。)	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの
研究機施設整備費	その他のもの	核燃料サイクル開発機構研究費補助金(一般会計予算に限る。)	核燃料サイクル開発機構研究費補助金(一般会計予算に限る。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの
科学技術振興独立行政	冷蔵倉庫用のもの	核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金(一般会計予算に限る。)	核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金(一般会計予算に限る。)	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

政府開発援助	地方スポーツ振興費補助金	構施設整備費補助金	研究開発機人宇宙航空法	開発機構船舶建造費補助金	設整備費補助金	助金	独立行政法	人海洋研究	開発機構施	施設整備費	補助金	独立行政法	人防災科学	技術研究所	所施設整備費	放射線醫	學綜合研究	人放射線醫	独立行政法	原子力和平利用研究促進独立行	金	法人理化學研究所施設整備費補助
--------	--------------	-----------	-------------	--------------	---------	----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	--------	------	-------	-------	-------	----------------	---	-----------------

三一	その他のもの	
二七	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	
二五	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	
二三	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
二一	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	
一九	公衆浴場用のもの	
一七	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
一五	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	
一四	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	
一三〇	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	

促進対策特	別会計予算	（電源開発）	構施設整備	費補助金	クル開発機
に限る。）					

簡易建物 の もの	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきの 他のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
一〇	一四	一〇	七	一一	一五	一五	一九	二〇	

開発研究用のもの	簡易なものの 他のもの	可動間仕切り	店用簡易装備	その他のもの	アーケード又は日よけ設備	エヤーカーテン又はドアーア自动開閉設備	エスカレーター	エレベーター	昇降機設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	冷房、暖房、通風又はボイラーエquipment	給排水又は衛生設備及びガス設備	その他もの	蓄電池電源設備	電気設備（照明設備を含む。）	建物附屬設備	掘立造のもの及び仮設のもの
一五	三	三	八	一五	一二	八	一五	一七	一五	一三	一五	一五	六	七			

								構築物	主として金属製のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した建物附属設備
汽力発電用のもの（岸壁、 る。）	発電用又は送配電用のもの 水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限 る。）	その他のもの 軌条及びその附属品並びに まくら木	その他の鐵道用又は軌道用の もの	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	電路設備 停車場設備 のもの	トンネル 鉄筋コンクリート造の	線路設備	鐵道業用又は軌道業用のもの	その他のもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した建物附属設備
五七	三〇	一五	一九	四五	三三	六〇			一〇	一八	五

さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のもの	地中電線路	配電用のもの	鐵塔及び鉄柱	木柱	配電線	添架電話線	地中電線路	通信ケーブル	光ファイバー製のもの	電気通信事業用のもの	地中電線路	放送用又は無線通信用のもの	円筒空中線式のもの	鉄塔及び鉄柱	その他の線路設備	地中電線路	その他のもの	その他のもの	放送用又は無線通信用のもの	その他のもの							
四一	二五	三六	五〇	四二	一五	三〇	二〇	三〇	一〇	二五	三〇	二二	三〇	四〇	四二	三〇	二七	一三	一〇	二二	二七	一三	一〇	二二	二七	一三	一〇

工場緑化施設	緑化施設及び庭園	その他のもの	その他のもの	その他のもの	児童用のもの	その他のもの	屋外照明設備	主として木造のもの	主として鉄骨造のもの	主として木造のもの	主として鉄骨造のもの	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの
七	三〇	一五	一五	一〇	すべり台、ぶらんこ、ジヤングルジムその他 の遊戯用のもの	水泳プール	ネット設備	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	一五	一〇	一〇	三〇
												金属造のもの
												鉄筋コンクリート造のも
							スタンド	主として鉄骨、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五	三〇	一〇	三〇

壁	開発研究用のもの	風どう、試験水そう及び防 ガス又は工業薬品貯そう、 アンテナ、鉄塔及び特殊用 途に使用するもの	その他もの	主として木造のもの 土管を主としたもの	斜降索道設備	果樹又はホップだな、斜 降索道設備及び牧ざく (電気牧ざくを含む。)	主としてコンクリート造、 れんが造、石造又はブロッ ク造のもの
五	八	一〇	五	一五	一三	二〇	七
七							
	農林業用のもの	ビチューマルス敷のもの	アスファルト敷又は木れん が敷のもの	コンクリート敷、ブロック 敷、れんが敷又は石敷のも の	舗装道路及び舗装路面	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれる ものを除く。)	

前掲 もの の以 外の もの	鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリー ト造のもの
トンネル	橋
波堤、堤防、防 水壁、さん橋、防 壁（爆発物用のものを 除く。）、塔、やぐら、 上水道、水そう及び 用水用ダム	岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを 除く。)、堤防、防 波堤、塔、やぐら、 上水道、水そう及び 用水用ダム
サイロ	下水道、煙突及び焼 却炉
その他のもの	高架道路、製塩用ち んでん池、飼育場及 びへい
造船台	放射性同位元素の放 射線を直接受けるも の
油堤	爆発物用防壁及び防 護柵
その他のもの	コンクリート造又はコ ンクリートブロック造 のもの
やぐら及び用水池	コンクリート造又はコ ンクリートブロック造 のもの
サイロ	岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを 除く。)、堤防、防 水壁、さん橋、防壁
三四	四〇
六〇	一五
二四	二五
三〇	三五
三五	五〇
六〇	七五

土造のもの	石造のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	れんが造のもの	その他のもの	水道及び水そ ^う へい
その他ものの 五〇 三五 五〇	岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道、へい及び爆発物用防壁	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの 四〇 二五 七	煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 五〇	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及びトンネル れんが造のもの 五〇	鉱業用廃石捨場 四〇 五	引湯管 一〇 一三 一五	下水道、飼育場及び爆発物用防壁 三〇

有機酸用又は硫の 八	薬品貯ぞう 一一〇	ガス貯ぞう 一五	鋼鉄製のもの 三〇	送配管 一二	板岸壁 一五	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢 四五	金属造のもの 四〇	下水道 一七	上水道及び用水池 一〇 一五 三〇	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道 四〇
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のも	液化ガス用のもの 一二〇	ガス貯ぞう 一五	鋼鉄製のもの 三〇	送配管 一二	板岸壁 一五	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢 四五	金属造のもの 四〇	下水道 一七	上水道及び用水池 一〇 一五 三〇	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道 四〇

船舶	酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの											
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条	前掲以外のもの	その他のもの	主として木造のもの	飼育場	木造のもの	合成樹脂造のもの	その他のもの	飼育場	鋼鉄製のもの	鋳鉄製のもの	水そう及び油そう	
	五〇 一五	一五 七	一〇 一五	一〇 一五	一〇	四五 一〇	一五 一五	一五 二五	一五 一五	一五 一〇		

鋼船	その他のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びオーバクラフト	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	その他のもの	漁船	その他のもの	総トン数が二千トン未満のもの	総トン数が二千トン以上もの	総トン数が五百トン未満のもの	総トン数が五百トン以上もの	条までの適用を受ける鋼船	
	八	七	九	一〇 六	一四	一五	一一	一三	九	一二				

		工具 車両及 び運搬	特殊自動車	その他のもの	木船	とう載漁船	動力漁船及びひき船	その他のもの	発電船及びとう載漁船	ひき船
前掲のもの以外のもの	その他のもの	小型車（じんかい車及び し尿車にあつては積載量 が二トン以下、その他の ものにあつては総排気量 が二リットル以下のもの をいう。）	タンク車、じんかい車、し 尿車、寝台車、靈きゅう 車、トラックミキサー、レ ッカーその他特殊車体を架 装したもの	モータースイーパー及び除 雪車	消防車、救急車、レントゲ ン車、散水車、放送宣伝 車、移動無線車及びチップ 製造車	モーターボート及びとう 載漁船	モーターボート及びとう 載漁船	モーターボート及びとう 載漁船	モーターボート及びとう 載漁船	モーターボート及びとう 載漁船
		四 三	四 五	五 四	八 六 四	一〇 八	一二	一〇 八		

工具		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	小型車（総排気量が○・六六リットル以下のものをいう。）	ダンプ式のもの	貨物自動車	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
治具及び取付工具	測定工具及び検査工具（電気 又は電子を利用するものを含 む。）	自走能力を有するもの	自走能力を有するもの	トロッコ	自転車	二輪又は三輪自動車	自転車	鉱山用人車、炭車、鉱車及 び台車	鉱山用人車、炭車、鉱車及 び台車	鉱山用人車、炭車、鉱車及 び台車
		三 五	四 七	三 五	四 四	七	二 三	六 五 四	四	四

ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び铸造用型	児童用机及びいす	ベット	接客業用のもの その他のもの					
八 一五	主として金属製のもの その他のもの	器具及び備品 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。) 事務机、事務いす及びキャビネット	前掲の区分によらないもの その他の主として金属製のもの その他のもの	前掲のもの以外のもの 白金ノズル	開発研究用のもの 金属製柱及びカツペ	切削工具 金属製柱及びカツペ	その他のもの	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの	児童用机及びいす	ベット	接客業用のもの その他のもの
四 八	四 八	三 一三	四	三 二	三 二	三 二	三 二	三 四			

応接セット	物	じゅうたんその他の床用敷物	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	ラジオ、テレビジョン、テレビレコードーその他の音響機器	主として金属製のもの その他のもの	接客業用のもの その他の家具	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの	児童用机及びいす	ベット	接客業用のもの その他のもの
五 八 八 五	三	四	六	六 五	八	一五	五	八 六	八	五	八 八 五	

小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	室内装飾品
その他のもの	その他のもの
食事又はちゅう房用品	主として金属製のもの
陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
主として金属製のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
事務機器及び通信機器	その他のもの
事務機器及び通信機器	その他のもの
その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
孔版印刷又は印書業用のもの	主として金属製のもの
孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
電子計算機	その他のもの
パソコン用コンピュータ (サーバー用のものを除く。)	その他のもの
電子計算機	その他のもの
複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	その他のもの
五	五
四	三
五	五
三	二
八	一
五	五
二	二
八	一
一五	一五
六	三

その他の事務機器	インターホーン及び放送用設備	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	電話設備その他の通信機器	時計	度量衡器	試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板及び廣告器具	看板、ネオンサイン及び気球	マネキン人形及び模型	その他のもの	その他のもの	容器及び金庫
テレタイプライター及びフアクシミリ																
五	一〇	二	三	八	五	二	五	五	一〇	一〇	六	六	五	五	五	五

歯科診療用ユニット	調剤機器	ハードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練器	血液透析又は血しよう交換用機器	手術機器	消毒殺菌用機器	医療機器	理容又は美容機器	金庫	手さげ金庫	その他もの	金属製のもの	その他もの	大型コンテナー(長さが六メートル以上のものに限る。)	ドラムかん、コンテナーその他の容器	塩素用のもの	鍛造製のもの	溶接製のもの	ボンベ
七	六	六	七	五	四	五	二〇	五	二	三	七	一〇	八	六				

その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	衣しよう、かつら、小道具及び大道具	どんちよう及び幕	劇場用観客いす	スポーツ具	ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	主として金属製のもの	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	レンントゲンその他の電子装置を使用する機器	その他もの	その他もの	光学検査機器	ファイバースコープ
五	一〇	二	五	三	三	五			五	一〇	三	六	四		八	六		

生物																
植物																
茶樹	いちじく樹	すもも樹	あんず樹	梅樹	くり樹	びわ樹	桜桃樹	桃樹	なし樹	その他	ぶどう樹	甲州ぶどう	温室ぶどう	りんご樹 わい化りんご		
貸付業用のもの										その他						
二	三五	一〇	一五	二〇	三五	二五	三〇	二〇	一二	二〇	一〇	一五	二九	二〇	三五	四〇

動物														
牛														
種付用	豚	馬	役肉用牛	乳用牛	その他	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付證明書、授精證明書、体内受精卵移植證明書又は体外受精卵移植證明書のあるものに限る。）	その他もの							
その他用	綿羊及びやぎ	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種畜證明書又は授精證明書のあるものに限る。）	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜證明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	その他用	馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種畜證明書又は授精證明書のあるものに限る。）	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜證明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	馬	その他	牛	その他もの			
五	三	七	六	四	四	五	四	五	六	四	四	五	五	一五

機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	
水産練製品、つくだ煮、寒天 その他の水産食料品製造設備	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	食肉又は食鳥処理加工設備	主として金属製のもの	その他のもの	自動販売機（手動のものを含む。）	焼却炉	シート及びロープ	前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	開発研究用のもの	鳥類	魚類	その他のもの	
八	九	八	九	五	一〇	五	五	五	三	三	二	二	四	八	四	二

機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置	機械及び装置		
その他の酒類製造設備	清酒、みりん又は果実酒製造設備	再製茶製造設備	荒茶製造設備	パン又は菓子類製造設備	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	砂糖精製設備	砂糖精製設備	粗製でん粉貯そう	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう	豆腐類、こんにゃく又は食ふ	精穀設備	精穀設備	化学調味料製造設備	かん詰又はびん詰製造設備	トマト加工品製造設備	つけ物製造設備
一〇	一二	一〇	八	九	一〇	一三	一〇	一二	二五	九	八	一〇	九	八	九	八	七

その他の設備														酵母、酵素、種菌、麦芽又は動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）	こうじ製造設備（医薬用のものを除く。）	
圧縮用電極板	染色整理又は仕上設備	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	織物設備	合成纖維かさ高加工糸製造設備	紡績設備	繭乾燥業用設備	生糸製造設備	その他の飼料製造設備	備	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	結氷かん及び凍結さら	その他の設備	レース製造設備	フェルト又はフェルト製品製造設備	
七三	一〇	一〇	一一	八	一〇	一三	一〇七	一六	一〇	九	一三三	一二	九		不織布製造設備	整経又はサイジング業用設備

その他の設備														綱、網又はひも製造設備	ラッセルレース機	レース製造設備	フェルト又はフェルト製品製造設備	不織布製造設備	整経又はサイジング業用設備	
写真製版業用設備	印刷設備	他の紙製品製造設備	パルプ製造設備	木材防腐処理設備	その他の木製品製造設備	単板又は合板製造設備	チップ製造業用設備	製材用自動送材装置	備	可搬式造林、伐木又は搬出設備	縫製品製造業用設備	塗装布製造設備	その他の設備	その他の設備	その他の設備	その他の設備	一〇	一〇	九	一〇
七	一〇	一〇	二	一三	一〇	九	八	二八	六三	七	一四	一四	一二	一〇	一〇	一〇	九	一〇		

アルミニウム製鍊設備	ねじ製造業用設備	その他めつき又はアルマイ ト加工設備	核燃料物質加工設備	金属加工機械製造設備	歯車、油圧機器その他の動力 伝達装置製造業用設備	他の産業用機器又は部分 品若しくは附属品製造設備	自動車分解整備業用設備	プリント配線基板製造設備	前掲以外の機械器具、部分品 又は附属品製造設備	水産物養殖設備	漁ろう用設備	その他のもの	ブルドーザー、パワーショベル その他の自走式作業用機械 設備	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルバイルハンマー アスファルトプラント及び
一〇	一〇	七	一〇	一〇	一〇	一三	六	一三	一四	八	七	四	五	三	四

パッチャーラント																
その他の設備																
測量業用設備																
ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	蓄電地電源設備	内燃力又はガススタービン発電設備	汽力発電設備	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	ラジオ又はテレビジョン放送設備	その他の設備	国際電気通信事業用設備	その他の設備	くん蒸設備	移動式荷役設備	ガソリンスタンド設備					
九	六	一五	一五	九	六	七	一六	六	一二	一〇	七	八	一〇	七	五	七六

公衆浴場設備												
かま、温水器及び温かん												
その他の設備												
その他のもの	歩行型トラクター	内燃機関、ボイラー及びポンプ	電動機	農林業用のもの	上水道又は下水道業用設備	汚水処理用機械及び装置 (金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。)	種苗花き園芸設備	その他の写真現像焼付設備	天然色写真現像焼付設備	撮影又は録音設備	映画製作設備（現像設備を除く。）	
八五	八	一〇	七	一二	七	一〇	八	六	八六三	一〇	七	八三

耕耘整地用機具

耕土造成改良用機具

栽培管理用機具

防除用機具

穀類収穫調製用機具

自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーチを除くものとし、バインダーを含む。）、稻わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター

その他のもの

飼料作物収穫調製用機具

モーア、ヘーコンディシヨナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベーラー（自走式のものを除く。）、ヘーブレス、ヘーローダー、ヘードライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーペーベーター、フォレージブロア、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機

その他のもの

野樹、野菜又は花き収穫調製用機具

野菜洗浄機、清浄機及び掘取機

その他のもの

その他の農作物収穫調製用機具

い苗分割機、い草刈取り機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機

農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。）

花筵織機及び畳表織機

その他のもの

家畜飼養管理用機具

自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保溫機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機

その他のもの

養蚕用機具

条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし

その他のもの

運搬用器具

造林又は伐木用機具

及び動力刈払機

その他のもの

その他のもの

生しいたけ栽培用の木

の

その他のもの

乾燥用バナー

その他のもの

主として金属製のもの

その他のもの

開発研究用のもの

汎用ポンプ、汎用モータ
ー、汎用金属工作機械、汎
用金属加工機械その他これ
らに類するもの

その他のもの

前掲の機械及び装置以外のも
の並びに前掲の区分によらな
いもの

主として金属製のもの

その他のもの

八 一七	四 七	五 一〇	五 四二	六 三		

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。